

第15章 その他

1 不正受給について

(1) 不正受給について

本来、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付）や、基本手当等の失業給付、教育訓練給付、育児休業給付の支給を受けることができないのにもかかわらず、不正な手段により支給を受けたり、または支給を受けようとした場合は、不正受給処分を受けることになります。（現実に給付を受けたか否かは問いません。）

(2) 不正受給の処分について

- ① 不正のあった日から、失業等給付や育児休業給付の支給を受ける権利がなくなります。（支給停止）
 - ② 不正な行為により支給を受けた金額は、全額返還しなければなりません（返還命令）。
 - ③ さらに悪質な場合には、不正な行為により支給を受けた金額の最大で2倍の金額の納付が命ぜられます（納付命令）。
 - ③の場合には、不正受給した金額の最大で3倍の金額を納めなければなりません。
- なお、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押えが行われる場合があります。また、詐欺罪などにより処罰される場合があります。

(3) 事業主との連帯責任について

事業主が虚偽の申請書等を提出した場合は、事業主も連帯して返還命令又は納付命令処分を受けることがあります。

また、この他にも、同一事業所にて一定期間に複数回連続して就職、離職、失業等給付の基本手当の受給を繰り返している者（「循環的離職者」という。）を再び雇用した場合は、雇用保険の受給資格決定前から再雇用予約があったものとして受給資格者本人のみならず、事業主も共謀して不正受給したとして連帯して返還命令処分を受ける場合があります。

詳しくは管轄の公共職業安定所窓口にてお問い合わせください。

(4) 安定所による調査

不正受給の疑いがある場合には、安定所による調査が行われます。

不正受給とならないためにも、申請書等の記載内容等について少しでもわからないことがある場合は、安定所にお問い合わせください。

(5) 不正受給の防止

事業主が離職証明書に虚偽の記載を行う等、偽りその他不正の行為をした場合には、不正に受給した者と連帯して不正受給金の返還、納付命令（返還金の最大で2倍）を課されるほか、詐欺罪として刑罰に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

なお、失業等給付を受けていた方を採用された場合は、その方の採用された時期の点検等のため関係書類をお借りする場合や、循環的離職者を雇用する（していた）事業主の方へ再雇用予約の有無等について公共職業安定所担当職員が確認のご連絡をする場合もありますので、ご協力をお願いします。

また、公共職業安定所には、雇用保険給付調査官を配置し、不正受給者の摘発ならびに実地調査を行なっていますので、訪問の際にはご協力をお願いします。

◎「雇入年月日」は不正受給防止のポイントです。

労働者を採用した場合、雇入年月日の理解が不正確なために不正受給につながるものがよくあります。**試用期間や見習期間も雇入れのうち**ですから、この期間について失業等給付（基本手当）を受給すると不正受給になります。



◎ 内職・アルバイト・手伝いも……………申告が必要です。

失業等給付（基本手当）を受給している人が、内職、アルバイト、手伝い等をした場合は、安定所へ申告をしなければなりません。

なお、必要な申告を怠ると不正受給になります。

◎ 就職に関する証明書、離職証明書などは正確に

雇入年月日をはじめ、賃金や労働日数、働いていた期間等について、事実と相違する書類を使って不正受給をする悪質な事例もあります。事業主の皆さんが行う証明は、正確に、偽りの記入を求められても絶対に受け入れないようにしてください。

◎ “つい、うっかりと……” が事業主の連帯責任をまねきます。

不正受給に関して、事業主の皆さんの証明が誤っていたり、承知しながら見逃していた場合、連帯責任を問われることがあります。“つい、うっかりと”ということがないように注意してください。

2 審査請求について

安定所長の行った被保険者資格の取得喪失の確認、失業給付や教育訓練給付、雇用継続給付・育児休業給付に関する処分（受給資格の否認、不支給の決定など）、不正受給に関する処分に誤りがあると思われる等不服のある方は、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、雇用保険審査官に審査を申し出ることができます。（これを審査請求といいます。）

この審査請求は、公共職業安定所を通じて、あるいは直接、雇用保険審査官に行ってください。

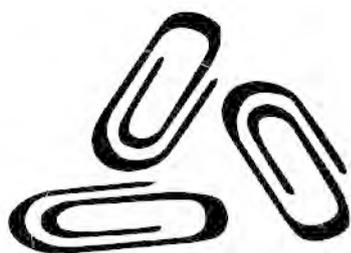
3 雇用関係助成金について

雇用保険の被保険者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の拡大、その他雇用の安定を図るため、雇用維持・再就職支援・雇入れ・起業・雇用環境整備・両立支援など、各場面において事業主の皆様が講じた措置に応じて、各種助成金が支給されます。

また、職業生活の全期間を通じて、その者の能力を開発・向上させることを促進するため、事業主の皆様が職業訓練を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が支給されます。

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますのでご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)



4 電子申請について

電子申請による申請・届出等のお知らせ

平成20年2月1日から、電子政府の総合窓口「e-Gov」(電子申請行政情報の総合的な検索・案内サービスサイト)のe-Gov電子申請システムから、厚生労働省のほとんどの手続きについて申請・届出が可能ですので、ご自宅やオフィスのパソコンからいつでもご利用いただけます。

1 電子申請とは

電子申請とは、従来、ハローワーク(公共職業安定所)の窓口で受け付けていた申請・届出等の手続きを、お手持ちのパソコンからインターネットを利用して電子的に行うものです。

2 電子申請のメリットは

- (1) マイナンバーが含まれた届出・申請が安全に行うことができる。
- (2) マイナンバーカードが電子証明書として使用できる。
- (3) ご自宅やオフィスのパソコンから24時間365日手続きを行うことができる。
- (4) インターネットを経由しての申請・届出のため、安定所の窓口へ行くための移動時間、待ち時間を節減できる。
- (5) チェック機能があるため、事前に記入誤り等を防止できる。
- (6) 申請書を取り寄せる必要がない。
- (7) 業務ソフトを導入すると、データを活用することができる。(独自システムはソフト会社へ問合せが必要) ※P193ページをご参照ください。

3 電子申請の手順は

「e-Gov 電子申請用プログラム」のインストールが必要ですので、詳しくは、「e-Gov」のホームページ (<https://www.e-gov.go.jp/>) をご参照ください。

4 注意事項は

- (1) 電子申請をご利用になる方は、電子証明書又はG ビズ ID (※) を取得する必要があります。電子証明書の取得には別途費用が必要となります。電子証明書の発行期間については、次ページをご参照ください。(※) G ビズ IDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムで、無料で取得可能です。G ビズ IDの発行については、下記をご確認ください。 (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
- (2) 従来の紙面による届出についても、今までどおり行えます。(但し P204 のとおり義務化あり)
- (3) 電子申請で届出を行う場合でも、原則として添付書類は必要となりますので、スキャナ取り込み等により添付ファイルとして届出書とともに送信していただく必要があります。なお、一定の要件を満たせば電子申請の届出の際に、賃金台帳等の関係書類の添付を省略することができます。照合省略を希望する対象事業主は「確認書類の照合省略に係る申出書」により公共職業安定所に申出を行ってください。
- (4) 一部の手続きについては電子申請を行えません。詳しくは「e-Gov」のホームページ (<http://www.e-gov.go.jp/>) をご参照ください。

5 電子申請システムに関するお問い合わせ先は・・・

電話番号 050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル) ※全国一律通話料金

050-3822-3345 ※通常通話料金

・電話お問合せ対応時間が変わりました

	4月、6月、7月	5月、8～3月
平日	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで
土日及び祝祭日	午前9時から午後5時まで	受付していません

(年末年始(12/30～1/3)は受付していません)

【認証局について】

電子証明書を発行している機関を「認証局」と言います。下表のとおり、複数の認証局があり、認証局によって、電子証明書を取得できる事業所（法人・個人）が限られたり、対応可能な手続が異なるなど、必ずしもe-Govを通して申請できる全ての手続に対応可能とは限りません。社会保険、雇用保険、労働保険関係の手続について、各認証局の対応状況は下記の表のとおりです。

また、電子証明書の取得には諸費用が必要であり、有効期限もございますのでご注意ください。一般的に、電子証明書の有効期限によって、取得のための料金が決まっており、1万～2万円／年の費用が必要となります。なお、詳しい価格設定に関しては、各認証局のホームページ等に記載されておりますので、ご確認ください。

～認証局と手続区分や事業所形態の対応表～ (令和2年3月現在)

○・・・対応

×・・・非対応

番号	認証局（電子証明書発行機関）	証明書の発行対象者	社会保険関係手続	雇用保険関係手続	労働保険関係手続
1	商業登記に基づく電子認証制度(電子認証登記所)	法人	○	○	○
2	AOSignサービス及び法人認証カードサービス(日本電子認証株式会社) AOSignサービスG2及び法人認証カードサービス(日本電子認証株式会社)	法人、個人	○	○	○
3	TOiNX電子入札対応認証サービス(東北インフォメーション・システムズ株式会社)	法人	○	○	○
4	TDB 電子認証局サービス TypeA(株式会社帝国データバンク)	法人、個人	○	○	○
5	セコムパスポート for G-IDサービス(セコムトラストシステムズ株式会社)	法人、個人	○	○	○
6	DIACERTサービス(三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社) DIACERT-PLUSサービス(三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社)	法人、個人	○	○	○
7	公的個人認証サービス(地方公共団体)	個人	○	○	○
8	e-Probatio PS2サービス(株式会社NTTネオメイト) e-Probatio PSAサービス(株式会社NTTネオメイト)	法人、個人	○	○	○
9	政府認証基盤(GPKI)の政府共用認証局(官職認証局)	国	○	○	○
10	地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の組織認証局	地方公共団体	○	○	○

(注) 認証局によって、「ファイル形式」または「ICカード形式」、もしくは両方の形式で、電子証明書を発行しています。

- ・「ファイル形式」とは、電子証明書をパソコンにインポートして、電子署名の際に利用する形式です。
参考：法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html#04)
- ・「ICカード形式」とは、電子証明書をICカードに格納して、電子署名の際にカードを読み込んで利用する形式です。
電子証明書が「ICカード形式」の場合、ICカードを読み込むための「ICカードリーダー」が必要です。ICカードリーダーは認証局によっては、電子証明書とセットで申し込める場合があります。また、家電量販店にて、2,000～10,000円程度で販売しております。

施行期日について（一覧）

【雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）等】

施行期日	改正内容
公布日 (令和6年5月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業給付に係る国庫負担引下げの暫定措置の廃止 ○介護休業給付に係る国庫負担引下げの暫定措置の令和8年度末までの継続
令和6年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○教育訓練給付金の給付率引上げ（受講費用の最大70%→80%）
令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除 ○就業促進手当の見直し（就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引下げ） ○育児休業給付に係る保険料率引上げ(0.4%→0.5%)及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げ(0.5%→0.4%)を可能とする弾力的な仕組みの導入 ○教育訓練支援給付金の給付率引下げ（基本手当の80%→60%）及び当該暫定措置の令和8年度末までの継続 ○雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付の暫定措置の令和8年度末までの継続 ○「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設（※1） ○子ども・子育て支援特別会計の創設（※1） ○高年齢雇用継続給付の給付率引下げ（15%→10%）（※2）
令和7年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育訓練休暇給付金」の創設
令和10年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険の適用拡大（週所定労働時間「20時間以上」→「10時間以上」）

（※1）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

（※2）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）

事業主の皆さまへ

雇用保険手続きは電子申請が便利で安全です

雇用保険関係手続きは電子申請が便利です。

「資格取得届」「資格喪失届」「離職証明書」「雇用継続給付金の申請」などを含むほとんどの手続きで電子申請が利用できます。

(令和2年1月から氏名変更届が廃止となりました。氏名変更は各種手続きの際に行ってください。)

○電子申請にはメリットがたくさんあります

- ・24時間365日、いつでも届出ができます→スキマ時間が有効に活用できます
- ・誤送付、紛失などの個人情報の漏えい等のリスクが軽減されます
→暗号化により、マイナンバーが含まれた届出・申請が安全に行うことができます。
(「個人番号登録・変更届出書」についてのみ、電子申請で行うことも可能です。)
- ・データが残るため、いつでも確認ができます。→届出した履歴を確認できます。
- ・保有データをそのまま活用することができます(別途ソフトウェアの導入が必要)。
→転記誤りが無くなるなど効率的かつ正確な届出を行うことができ、事務負担が大幅に軽減されます。

○「マイナンバーカード」が「電子証明書」として使用できます。

雇用保険関係の電子申請は次の電子証明書により手続きができます。

- ①事業主(法人)の電子証明書(電子認証局にお問い合わせください)
- ②事業主(代表者)個人の電子証明書(②③はマイナンバーカードで申請できます)
- ③事業主が指定した方(同一企業内に属する責任のある方(総務部長など)の電子証明書(届出を行うごとに指定したことを証明する文書の添付がその都度必要です)

上記問い合わせ 大阪労働局雇用保険電子申請事務センター 電話 06-7663-6250

※雇用保険以外の電子申請について

労働保険の手続き 大阪労働局労働保険適用・事務組合課 電話 06-4790-6340

高齢者及び障害者の雇用状況報告 管轄のハローワーク

就業規則 管轄の労働基準監督署

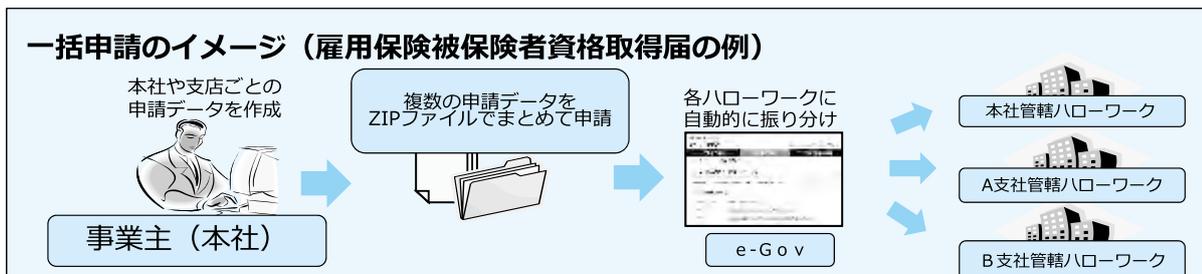
○複数の事業所を有する事業主の方は「一括申請」が便利です。

雇用保険の資格取得届・資格喪失届などの届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていますが、電子申請の「一括申請」※機能を利用することで、本社などが各事業所の手続きをまとめて電子申請することが可能です。

※一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入している必要があります。

詳しくは、e-Govのホームページをご確認ください。

e-Gov 一括 検索



e-Gov電子申請システムでは、市販の給与計算ソフトウェアや自社開発のソフトウェアとの直接接続が可能となるよう、「外部連携API」の仕様を平成26年10月から公開しています。市販ソフトウェアが「外部連携API」を利用することで、これまで1件ずつ操作が必須となっていた手続所管府省が発行する公文書の取得などについて、一括取得の実現などが可能となっています。

(具体的にはソフトウェア会社に問い合わせください)

その他

2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の 手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

(注意事項)

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度**から適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎詳細については、健康保険(協会けんぽ管掌の事業所に限る)・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

雇用保険手続を行う皆様へ

雇用保険手続における個人情報漏洩防止の 取組にご協力をお願いいたします

雇用保険手続においては、被保険者のマイナンバー等の個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いいたします (※)。

※ やむを得ず郵送により処理を行う場合には書留等の記録付郵便により、返信用封筒（書留等の記録付郵便によることとした場合の郵券を貼付の上、宛名を記載）を同封いただくようお願いいたします。

マイナンバーの安全な取扱いにあたっては、電子申請が便利です。雇用保険の手続にあたり、ぜひ電子申請をご活用ください。

大阪労働局では、電子申請導入のための準備等について、大阪労働局から委嘱を受けた社会保険労務士を「雇用保険電子申請アドバイザー」とし、アドバイザーが無料で電話相談や出張相談を行っております。

- 大阪労働局委嘱 雇用保険電子申請アドバイザー
【初めての電子申請相談ダイヤル】 TEL 06-7663-6040
ご利用時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00
(土・日・祝・年末年始はお休みとなります)
- 電子申請の総合窓口 e-Gov 電子申請システム
<https://shinsei.e-gov.go.jp/>
- e-Gov利用者サポートデスク
【問い合わせ先】<https://www.e-gov.go.jp/contact/inquiry.html>

電子申請のメリット

- ☞ 24時間いつでも手続きが可能です
- ☞ 来所や待ち時間、費用の負担がなくなります
- ☞ 都度の郵送代も不要になります
- ☞ オンラインヘルプ機能により記入漏れ等のエラーが防止できます

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300319保01

その他